

監査公表第14号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
消防本部
消防総務課、予防課、消防署

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間
平成30年4月3日～平成31年3月1日

第5 監査の方法
平成30年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る平成29年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室及び消防署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

消防本部

【消防総務課】

指摘事項

- 1 自動車管理台帳に記入不備のものが見受けられたので、安全な運行を確保するため、適切な台帳管理をされたい。
- 2 土地・建物台帳及び施設台帳の一部で、監査調書と整合性の取れないものが見受けられたので、適切な管理をされたい。
- 3 防火水槽用地の土地借受の一部において、契約書類がないなど不備なものが見受けられたので、改善をされたい。
- 4 消火栓等維持管理負担金の算定に当たっては、妥当性、正当性の観点から、算定根拠が明確になるよう水道事業管理者と協議をし、見直しされたい。

意見

消防団員の確保については、基本団員の定年を延長することができる制度を導入するなど苦慮していた。有事の際には各地域の第一線で活躍し、重要な役割を果たす団員であるので、地域とのつながりを大切に広報活動を行い、引き続き団員確保に努められたい。

【予防課】

意見

- 1 平成32年4月1日から施行される違反対象物に係る公表制度については、違反取締りに留まることなく、市民の安心安全を守れるようきめ細かな予防対策に努められたい。
- 2 公会計ではないが、外部団体の通帳を管理、監査等する規定がないまま、市で管理していたので改められたい。

【消防署】

意見

市民の生命・財産を守るため365日、24時間緊張感を持った最前線の職場であるので、職員の健康管理には十分留意されたい。また、職場の「4S」、整理・整頓・清潔・清掃に配慮し、事故防止に努められたい。